

4 女性の人権

【コラム】女性をめぐる課題と支援

女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しています。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となっています。こうした中、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（新法）が令和6年4月1日に施行されました。

困難な問題を抱える女性（例）



「第2回神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議（令和7年6月12日）資料」を加工して作成

【女性をめぐる課題】

○経済面（母子世帯と父子世帯の状況）

	母子世帯	父子世帯
世帯数	119.5万世帯	14.9万世帯
平均年間収入	272万円	518万円
平均年間就労収入	236万円	496万円

母子世帯と父子世帯
では大きな違いがあり
ます。

「令和3年度 全国ひとり親世帯等調査結果の概要」（厚生労働省）

(<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12862028/www.mhlw.go.jp/content/11920000/001027754.pdf>) を加工して作成

○家庭関係破綻（DVと児童虐待の関係）

DVが起きている家庭では、子どもに対する暴力が同時に行われている場合があります。子ども自身が直接暴力を受けている場合は当然ですが、子どもの見ている前で夫婦間で暴力を振るうこと（面前DV）は子どもへの心理的虐待にあたります。また、DV被害を受けている人は、加害者に対する恐怖心などから、子どもに対する暴力を制止することができなくなる場合があります。

DVや児童虐待によって、家族間の信頼関係が崩れていくこともあるのです。

出典：「特集DV（ドメスティック・バイオレンス）と児童虐待 - DVは子どもの心も壊すもの - 」

（内閣府男女共同参画局）https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/dv-child_abuse/index.html#kankei

【困難な問題を抱える女性への支援】

○女性支援・DV被害者支援の主な支援機関（神奈川県）

県の女性支援やDV被害者支援は、現在、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づき、①女性相談支援員、②女性相談支援センター、③女性自立支援施設、④配偶者暴力相談支援センターが中心となり実施しています。

支援の中心となる主な機関（神奈川県）

<p>1 女性相談支援員 </p> <p>約140名体制</p> <p>相談に応じ、本人に必要な適切な情報提供、関係機関との調整を担う</p>	<p>2 女性相談支援センター </p> <p>1か所</p> <p>一時保護を行う県内唯一の女性相談支援センター (住所等非公開) ※公設公営</p>	<p>3 女性自立支援施設 </p> <p>1か所</p> <p>自立支援を行う県内唯一の女性自立支援施設 (住所等非公開) ※公設民営</p>
<p>4 配偶者暴力相談支援センター </p> <p>5か所 (うち3か所は政令市が設置)</p> <p>DV被害者に相談、助言、情報提供を行う DV法に基づく一時保護を実施 (女性相談支援センターが同センターの一時保護機能を兼ねる)</p>		

「第2回神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議（令和7年6月12日）資料」を加工して作成

○県内の相談窓口（令和6年4月1日現在）

窓口名称	相談方法	受付曜日	受付時間	電話番号など
女性のためのDV相談 [かながわ男女共同参画センター（かなテラス）]	電話	月～金（祝日除く）	9:00～21:00	0466-26-5550
		土・日（祝日除く）	9:00～17:00	
かながわDV相談LINE (女性向け) [神奈川県共生推進本部室]	LINE	月・火・木・土 (祝日除く)	14:00～21:00	
女性電話相談室（一般相談） [県立女性相談支援センター]	電話	月～金（祝日除く）	9:00～16:40	0570-550-594
かながわ女性の不安・困りごと相談室 (かながわ女性相談室) [神奈川県共生推進本部室]	電話	月～金（祝日除く）	9:00～17:00	0467-46-2110
	LINE	月・火（祝日除く）	10:00～13:00	
		木・金（祝日除く）	13:00～16:00	

かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画（資料編 9 相談窓口）

(<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/108211/08.pdf>) より一部抜粋

<参考資料など>

- ・「困難な問題を抱える女性への支援について」厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室（令和7年3月）